

田布施町
第11期分別収集計画

令和7年10月

1. 計画策定の意義

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条の規定により、市町村は、計画的に容器包装廃棄物の分別収集を進めることが定められています。本計画は、容器包装廃棄物のリサイクルを町・町民・事業者が一体となって進めるためのものです。計画に基づき、リサイクルを行うことでごみの最終処分量を減らし、資源を有効活用する循環型社会の構築を目指します。

2. 基本方向

計画を実施するにあたっての基本方向は次のとおりです。

- (1) リサイクル可能な資源を分別、原料として再利用することにより、天然資源の消費を抑制し、循環型社会の形成に貢献する。
- (2) 焼却処分されるごみの量を減らすことで、CO₂やダイオキシンなどの有害物質の排出量を削減するとともに、最終処分場の延命につなげる。
- (3) リサイクル資源の売却益などにより、ごみ処理にかかる全体的なコストを削減する。

3. 計画期間

計画期間は令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 1 0 年度に見直す。

4. 対象品目

容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

※「容器包装廃棄物」とは、商品の容器や包装で、中身の商品が使われたり、商品と分離されたときに不要となるものです。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第 8 条第 2 項第 1 号)

「令和 6 年度の分別基準適合物等の引渡実績(1 人当たりの量)×推計人口」により算出

年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
容器包装廃棄物	188t	186t	184t	182t	180t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施します。

(1) 資源集団回収の促進

登録団体が行う資源物の回収活動に対し、奨励金を交付する。

(2) 拠点回収の実施

役場・公民館にペットボトルキャップ回収用のボックスを設置する。

(3) 適正排出の促進

ごみ出しマニュアル、カレンダーを全戸配布。SNSを活用した周知も実施する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類、収集に係る分別の区分を下表のとおり定めます。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶・金属
主としてガラス製の容器 (無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器)	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	古紙・古着(雑誌)
主として段ボール製の容器	古紙・古着(段ボール)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を重点するためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトルキャップ

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
主としてスチール製の容器	16.6 t		16.4 t		16.2 t		16.0 t		15.8 t	
主としてアルミ製の容器	17.9 t		17.7 t		17.5		17.3 t		17.1 t	
無色のガラス製容器	(合計) 22.1 t		(合計) 21.8 t		(合計) 21.6 t		(合計) 21.3 t		(合計) 21.1 t	
	(引渡) 22.1 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 21.8 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 21.6 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 21.3 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 21.1 t	(独自処理) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 41.3 t		(合計) 40.9 t		(合計) 40.4 t		(合計) 40.0 t		(合計) 39.5 t	
	(引渡) 41.3 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 40.9 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 40.4 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 40.0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 39.5 t	(独自処理) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 12.4 t		(合計) 12.3 t		(合計) 12.2 t		(合計) 12.0 t		(合計) 11.9 t	
	(引渡) 12.4 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 12.3 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 12.2 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 12.0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 11.9 t	(独自処理) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.3 t		0.3 t		0.3 t		0.3 t		0.3 t	
主として段ボール製の容器	57.2 t		56.8 t		56.4 t		56.0 t		55.6 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.1 t		(合計) 0.1 t		(合計) 0.1 t		(合計) 0.1 t		(合計) 0.1 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 0.1 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0.1 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0.1 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0.1 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0.1 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 16.6 t		(合計) 16.4 t		(合計) 16.2 t		(合計) 16.0 t		(合計) 15.8 t	
	(引渡) 16.6 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 16.4 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 16.2 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 16.0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 15.8 t	(独自処理) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.5 t		(合計) 0.5 t		(合計) 0.5 t		(合計) 0.5 t		(合計) 0.5 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 0.5 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0.5 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0.5 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0.5 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0.5 t

(注)1 引渡とは、指定法人である「公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会」へ引き渡す予定量

(注)2 独自処理とは、町独自の再生ルートで処理する予定量

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

推計方法：過去5年間の人口推移から、年間150人減小を想定しています。

年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
推計人口	13,758人	13,608人	13,458人	13,308人	13,159人

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集を実施する者は次のとおりとします。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集運搬段階	選別保管 段階
金 属	スチール製容器	缶・金属	委託業者 (定期収集)	一部事務 組合
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン	委託業者 (定期収集)	
紙 類	段ボール	古紙 (段ボール)	委託業者 (定期収集) ＋ 排出者自身が、資源 活用センターへ直接 持ち込み可	
	飲料用紙製容器 その他の紙製容器包装	古紙 (紙パック)		
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル		
	その他のプラスチック 製容器包装	ペットボトル キャップ	町(役場・公民館)	町

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別収集のように供する施設は、次のとおりとします。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金 属	スチール製容器	缶・金属	指定袋	平ボディ車	資源活用 センター
	アルミ製容器				
ガ ラ ス	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容 器	ビン		平ボディ車	
紙 類	段ボール	古紙・古着 (段ボール)		ひもで縛る	
	飲料用紙製容器 その他の紙製容器包 装	古紙・古着 (紙パック)			
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル	指定袋	パッカー車	
	その他のプラスチッ ク製容器包装	ペットボト ルキャップ	ボックス	—	

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

- ・ ペットボトルは、ラベル・キャップを取り外すよう周知を行う。
- ・ 資源集団回収を促進するため、奨励金の交付を継続する。